

生活保護のご相談

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに福祉事務所までご相談ください。

どのような方が生活保護を受けられるか

- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。

(以下のような状態の方が対象となります。)

- ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※ 不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
- ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
- ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 保護の申請が行われた場合、夫婦、中学3年生以下の子の親は、扶養について重点的な調査の対象となります(DV等除く)。
 - ※ 扶養義務者には書面での照会を行います。同居していない親族については、個々の状況をお聞きしたうえで、その要否を判断しております。
- ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており(最低生活費)、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。



- 生活保護を受けられるかどうかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは福祉事務所にご相談ください。

ご相談窓口

東京都北区福祉事務所
(北区役所第三庁舎1階)

生活福祉課 相談係
電話 3908-1144
平日(土日祝日・年末年始除く)
時間 8時30分~17時

